

## 山形イブニングロータリークラブ細則

### 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー(役員及び他理事で構成するメンバー)
3. 役員： 会長、直前会長、会長エレクト(クラブ奉仕兼務)、  
副会長、幹事、会計、会場監督
4. 他理事： 五大奉仕の委員長、記念事業がある場合の委員長
5. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
6. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。  
クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。  
クラブの決定の場合は 本クラブ会員総数の3分の1、
5. RI：国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督、理事4名(五大奉仕の委員長)、記念事業がある場合はその委員長を含め12名以内で構成される。副幹事はオブザーバーとして理事会に出席できるものとします

### 第3条 理事及び役員の選挙と任期

#### 第1節 指名委員会と選挙

(a)役員を選挙すべき12月の年次総会の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員(直前会長)は会員に対して、次年度会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督、および理事4名(五大奉仕の委員長)、記念事業がある場合はその委員長を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会によって行うことができる。指名委員会は、クラブの定めるところに従って設置しなければならない。適法に行われた指名は、年次総会において投票により確定されなければならない。選出された会長ノミニーは、その選挙の後の7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、理事会メンバーを務めた直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

(b)指名委員会は、ガバナー経験者或いはガバナー補佐経験者の代表1名、当該年度の現行理事及び直前会長を含む過去5年間の会長をもって構成する。直前会長は指名委員会を招集し議長となる。

#### 第2節 選挙後の副幹事・副会場監督の選出

選挙された役員及び理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は1週間以内に会合してクラブ会員の中から副幹事2名、副会場監督1名を務

めるものを選任しなければならない。

### **第3節 役員欠員**

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

### **第4節 役員エレクトの欠員**

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

### **第5節 任期**

各役職の任期は1年とする。

## **第4条 理事会の任務（各クラブ役員の役割はクラブリーダー用手引き参照）**

### **第1節 会長**

会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

### **第2節 直前会長**

直前会長は、クラブの理事を務める。

### **第3節 会長エレクト**

会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

### **第4節 副会長**

副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

### **第5節 理事**

クラブの会合と理事会の会合に出席する。

### **第6節 幹事**

幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

### **第7節 会計**

会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

### **第8節 会場監督**

会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

## **第5条 会合**

### **第1節 年次総会**

本クラブの年次総会を12月31日まで開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

### **第2節 例会【定款第8条第1節 第12条第1節と第2節参照】**

本クラブの例会は通常月曜日18時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。

### **第3節 理事会**

理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

## **第6条 会費**

### **第1節 入会金**

入会金は30,000円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、山形イブニングロータリークラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

### **第2節 会費**

(a)会費は年額220,000円+周年事業積立金（年度毎理事会で調整）とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。クラブ年会費には、RI 人頭分担金、「The Rotarian」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

(b)所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が書面をもって催促しなければならない。催促目付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結できる。

(c)途中入会会員の初回会費の納入については別途定める。

(d)会費は、臨時の事業や緊急を要するときに、追加徴収することができる。」

## **第7条 採決の方法**

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

## **第8条 委員会**

### **第1節 委員会の調整**

クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。また、当クラブでは、標準ロータリークラブ定款の第13条第6節に挙げられた委員会を設けるべきである。

### **第2節 特権**

会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

### **第3節 活動と報告**

それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

## **第 9 条 財務**

### **第 1 節 予算**

各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

### **第 2 節 会計**

会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

### **第 3 節 支払い**

勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

### **第 4 節 監査**

有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次監査を行う。

### **第 5 節 財務報告**

クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。

### **第 6 節 会計期間**

会計年度は、7月1日から6月30日までである。

## **第 10 条 会員選挙の方法**

### **第1節 推薦**

会員が、入会候補者を書面をもって理事会に推薦する。または、ほかのクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。

### **第2節 承認と拒否**

理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

### **第3節 入会**

理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

### **第4節 異議申し立て**

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

## **第 11 条 改正**

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

## 付記

2002年5月27日一部改訂、同年7月1日より施行(RI標準定款の改正に基づく)

2007年5月21日一部改訂、同年7月1日より施行(CLP採択に基づく)

2008年4月14日一部改訂、同年7月1日より施行(指名委員会の構成)

2010年6月28日一部改訂、同年7月1日より施行(委員会の構成)

2013年5月20日一部改訂、同年7月1日より施行(委員会の構成)

2013年12月9日一部改訂、2014年7月1日より施行(指名委員会の構成、RI推奨細則に基づく)

2018年5月7日一部改訂、2018年7月1日より施行(RI標準定款の改正に基づく)

## 附則

本細則は推奨ロータリークラブ細則に準じ、一部当クラブ用に改定する。

## 別記

1. 本則第6条第2節による年度途中入会における初回費用(半期分会費)の納入については下記のように定める。(2018年5月7日臨時総会承認)

退会月	7月・1月	8月・2月	9月・3月	10月・4月	11月・5月	12月・6月
納入会費	11万円	10万円	9万円	8万円	7万円	6万円

2. 年度途中退会における会費(半期分会費)の返還については下記のように定める。

(2005年7月4日理事会承認)

退会月	7月・1月	8月・2月	9月・3月	10月・4月	11月・5月	12月・6月
納入会費	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円	0万円

## 山形イブニングロータリークラブ慶弔規定

### 第1条

当クラブは会員に慶弔を認めたときは、次により記念品、祝金、弔慰金又は見舞金を贈るものとする。

#### (1)慶事

(イ)会員が国又は県より栄典、褒章等の栄誉を受けたとき 記念品金10,000円相当

(ロ)会員が誕生日又は結婚記念日を迎えたとき 記念品金1,500円相当

(ハ)会員が結婚したとき 祝金金20,000円

#### (2)餞別

会員が転勤、転居等の止むを得ない事由により退会したとき 餞別金10,000円又は記念品

#### (3)弔慰

(イ)会員が死亡したとき 弔辞、花輪(又は生花)一基 香典金金20,000円

(ロ)会員の家族が死亡したとき

1、配偶者 花輪又は生花一基 香典金金10,000円

2、会員の両親又は子供 香典金 金10,000円

#### (4)傷病見舞

会員が病気療養で1か月以上入院したとき 傷病見舞金金10,000円

#### (5)災害見舞金

会員の住居又は事業所が火災その他の災害によって半焼、半壊以上の損害をうけたとき。

火災金20,000円乃至金30,000円

災害金10,000円乃至金20,000円

見舞金は、その都度、理事会において審議の上決定する。

### 第2条

会員は、この規定の適用を円滑にするため、前条に該当するときは、本人又は家族より事務局に連絡するものとする。

### 第3条

会員が第1条により慶弔をうけたときは、物品等のお返しはしないものとする。

### 第4条

本規定は理事会の決議を経て、追加又は変更する事ができる。(附則)※御会葬参列申合せの件

(1)会員の場合は全員参列の事。

(2)同居の肉親の場合は委員長以上参列の事。

## 山形イブニングロータリークラブ旅費規程

### 第1条

会員がクラブの例会場より 50km 以上の地域の公式会議に出席する場合は下記のとおり旅費を支給する。

義務出席者 旅費 飛行機、鉄道又はバス料金実費。新幹線、  
自動車使用の高速使用代およびガソリン代実費  
宿泊費 実費

任意出席者 旅費、宿泊費について理事会にて指示。

### 第2条

公式会議登録料の負担については、次のとおりとする。

義務出席者 全額クラブ負担

任意出席者 理事会にて指示。

### 第3条

この規定の適用並びに旅費の取扱いについて、疑義が生じた場合は、理事会にはかりその指示を受けるものとする。